

Heaven Retreat 宿泊約款

本約款および規則は、実際にヴィラ施設（以下「本施設」）に滞在する際の現地でのルール・違約金・禁止事項等を定めたものです。

第1条（適用範囲および利用資格）

1 本約款は、ヘブン・リトリート株式会社（以下「当社」）または当社が指定する管理運営者が運営する本施設における宿泊ならびに施設の利用に関する全ての行為に適用されます。

2 本施設は、次の各号のいずれかに該当する者が利用できます。

- ① 本施設の共有持分または信託受益権を保有し、当社の会員制度に登録したメンバー本人
- ② メンバーが法人である場合、当該法人の代表者、役員および従業員ならびにこれらの家族その他共通会員規約第6条に定める利用可能者
- ③ 他の対象施設のメンバーであって、共通会員規約第12条および相互利用ガイドラインに基づく相互利用として本施設を利用する者（当該施設において相互利用の受入れが許容される場合に限る）
- ④ 当社が旅館業法に基づき宿泊役務を提供する宿泊客（当該施設において一般の宿泊客への提供が物件別管理規約上許容される場合に限る）
- ⑤ 前各号の者から無償の招待により正当な利用権限を得たゲスト

3 メンバーは、無償の招待により、取引先、同伴者その他のゲストに本施設を利用させることができます。ただし、宿泊権利・予約枠の有償での転売、対価を得てゲストを宿泊させる行為、および予約名義の貸与は禁止します。メンバーは、ゲストおよび利用可能者の本施設における行為について、自己の行為と同様の責任を負います。

第2条（チェックイン・チェックアウトおよび利用条件）

1 本施設のチェックイン時刻は14:00から、チェックアウト時刻は11:00までとします。

2 無断でのチェックアウト時間の超過（無断延泊）が発生した場合、当社は所定の追加料金を直ちに請求します。

3 利用者は、本施設を善良な管理者の注意義務（善管注意義務）をもって利用し、ラグジュアリーな環境の維持に協力するものとします。

第3条（清掃費およびゴミの処理）

1 通常の宿泊に伴う清掃費は、原則として管理費または宿泊プランに含まれます。

2 利用後は、当社がヴィラ内に掲示する案内に従い、簡易的な整理整頓および指定の分別方法によるゴミの処理をお願いいたします。

3 ゲストの故意・過失または約款違反により以下の事象が発生した場合、当社は登録クレジットカード等に対し以下の費用（基準額）を請求します。

- ① 特別清掃費：30,000円～100,000円（著しい汚損、臭気、嘔吐、規定外のペット持込み、ゴミの散乱等）
- ② 長期滞在時の中間清掃（希望時）：30,000円～／1回

第4条（損害賠償・備品の取り扱い）

- 1 本施設内の家具、家電、リネン、アート作品等の備品は一切持ち出し禁止とします。
- 2 利用者の故意または過失により、施設や備品の破損・紛失・汚損等が生じた場合、利用者はその修繕・購入に要する「実費相当額」および修繕期間中の「営業補償費（休業損害）」を全額賠償する責任を負います。

第5条（禁止事項）

安全と平穏なリゾート環境を維持するため、以下の行為を固く禁じます。

- ・予約時に登録された宿泊者以外の無断入室、およびパーティー・イベントの開催
- ・宿泊権利・予約枠の有償転売、対価を得た第三者の宿泊、予約名義の貸与【v1.1 追加】
- ・事前の許可のない商業目的の利用、撮影、広告行為、物品販売
- ・指定された喫煙スペース以外（室内・バルコニー等）での喫煙（電子タバコ含む）
- ・著しい騒音、大音量での音楽再生など、近隣住民や他の区画への迷惑行為
- ・事前許可のないペットの同伴
- ・発火性・引火性の危険物、悪臭を発する物品、違法薬物等の持ち込み
- ・暴力団関係者等の反社会的勢力による利用、その他法令に違反する行為

第6条（緊急時の対応）

- 1 滞在中に火災、急病、設備の大規模故障等の緊急事態が発生した場合は、速やかに当社または指定の管理人に連絡し、その指示に従ってください。
- 2 重大な事故・違法行為等が発生した場合、当社は直ちに警察・消防等の公的機関に通報します。

第7条（契約の即時解除およびペナルティ）

利用者が本約款の禁止事項に違反した場合、または反社会的勢力等であることが判明した場合、当社は事前の催告なく即時に宿泊契約を解除し、以下の措置をとることができます。

- ・本施設からの即時退去命令（宿泊料金および宿泊権利の返還は一切行いません）
- ・清掃費や修繕費の追加請求
- ・以降の利用停止その他共通会員規約第21条第1項各号の措置（メンバー資格の取消しは、同条第2項の定めに従い、共有持分または信託受益権の喪失と同時に効力を生じます）

第8条（免責事項）

- 1 当社は、利用者が施設内に持ち込んだ現金、貴重品、その他の私物の紛失・盗難・破損について、当社の責めに帰すべき事由がない場合には、責任を負いません。当社の軽過失により損害が生じた場合の当社の責任は、共通会員規約第29条の定めによります（当社の故意または重大な過失による場合には、同条の責任制限は適用しません）。
- 2 天災地変、停電、交通障害、その他の不可抗力、または当社の責めに帰すことのできない事由による設備の故障による利用制限や損害について、当社は責任を負いません。利用者自身の不注意による施設内での事故・怪我についても同様とします。

第9条（規約の改定）

当社は必要に応じて本約款および規則を改定することができます。改定後の内容は、ウェブサイト等での掲示と同時に効力を生じるものとします。